尾上 祐一朗に対する行政処分の概要

1 名宛人

尾上 祐一朗(おのうえ ゆういちろう)(以下「尾上」という。)

2 処分の内容

尾上は、令和3年3月24日から同年6月23日までの間、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第58条の4に規定する訪問購入(以下「訪問購入」という。)に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止すること。

- (1) 訪問購入に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問購入に関する売買契約を締結すること。
- 3 処分の根拠となる法令の条項 特定商取引法第58条の13の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社APC(以下「APC」という。)に対し、特定商取引法第58条の13第1項の規定に基づき、同社が行う訪問購入に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 尾上は、APCの役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導 的な役割を果たしていた。